

2008年2月19日

福井県議会議長 石川与三吉様

市民オンブズマン福井
代表幹事 吉川健司

「費用弁償」支給見直しに関する申入れ書

私たちは、地方公共団体の運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、主権者である市民の立場から活動を展開している市民団体であり、議会改革の動向を、市民・有権者・納税者とともに注視していきたいと思えます。

福井県議会の政務調査費等検討委員会において、このたび、議員が本会議および各委員会に出席する際に支払われる「費用弁償」について、交通実費に日額3千円の定額分を上乗せする支給方式に見直すことに決めたこと、2月定例県議会で関係条例を改正し4月から実施する予定であることが報道されています。

私たちは、福井県議会が政務調査費の支出に関する改善を行ったのに続いて費用弁償制度についても改善の検討を進めていることは歓迎しますが、交通実費のほかに公務雑費3千円を上乗せする今回の決定には、以下の3つの理由で認めることはできません。

1. 県の一般職員はもとより、民間企業等の通勤手当に雑費相当額を上乗せすることはあり得ません。額にかかわらず上乗せ額は「議員特権」以外の何ものでもありません。費用弁償はいわば通勤費用代補填ですが、通勤に際して他にどのような雑費が嵩むのか常識的には理解ができません。議員の常識と世間の常識の乖離がますます広がっています。
2. 県議会議員の報酬は、本会議と各委員会への出席日数が年間平均約40日であるにもかかわらず、年額1300万円もの高額であるのに、交通実費に上乗せをすることは、定率減税の廃止、地方税の増税、社会保険等の負担増を強いられている県民感情から許されることではありません。

3. 鳥取県議会はずでに上乗せのない完全実費制であり、神奈川県議会においては公務雑費廃止の検討が進められています。県内の敦賀市、越前市、小浜市、大野市、あわら市、坂井市の各議会は費用弁償を認めていません。福井県議会の上乗せ支給は全国的な改善の流れに逆行するものであり、未だ公務雑費を支給している他県の状況に倣って上乗せ額を決めるなど行うべきではありません。議員の費用弁償の規定を議員自らが決定するのだからより厳しい判断が求められるところ、本件の決定(上乗せ3千円)はあまりにも世間の常識と乖離していると言わざるを得ません。

- ・ 私たちは、2005年(平成17年)2月2日付けで、「福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例施行規則別表第一議会の議員の日額旅費に掲げる路程・支給額の改正を行うことを求めた陳情書」を提出し、その中で、自家用車を利用する場合はガソリン代等相当額を、公共交通機関を利用する場合は交通実費を議員個々の移動手段と距離に応じて算出して支給すること、および宿泊した場合は宿泊料相当額を実費とみなす措置を考慮すべきであることを提案しています。
- ・ しかし、同年4月6日付け議長名による回答には「本件は全議員にかかる問題であり、その取扱いにあたっては議員の総意とする必要があると考えることから、今回の陳情につきましては委員会への付託は行いませんでした。」とありました。

この時の回答に沿えば、今回の費用弁償の改善内容については、県議会本会議において、私たち県民の意向を尊重した十分な論議が行われるべきであることを強く申入れます。是非とも、議会の常識ある行動を期待いたします。

なお、各議員に対しては本申入れ書(写し)を配布願います。

以上

〒910-0004 福井市宝永4丁目9-15
泉法律事務所内
市民オンブズマン福井
F A X 0776-30-1373
事務局 090-9441-6149